

ロゴ等の使用について

国土交通大臣登録にかかるロゴ等使用は、たくみ会員、流通会員に限定されます。
使用にあたっては、必ず本協会の許可を受けてください。

- 本協会のロゴ等は、全会員が使用可能です。
本協会の紹介等を行う場合は、必ず許可を受けてください。



一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会

**全ての会員
が使用可**

※使用の際は「協会紹介申請書」をご提出ください。

- 「リフォーム事業者団体登録制度」

一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会
たくみ会員



当社は国土交通大臣登録団体の構成員です

たくみ会員

のみ使用可

使用条件：協会名、団体会員であること明記

※使用の際は「ロゴマーク使用届出書」をご提出下さい。

- 「安心R住宅」



流通会員

関与の

既存住宅流通物件

のみ使用可

※使用の際は「標章使用申請書」をご提出下さい。

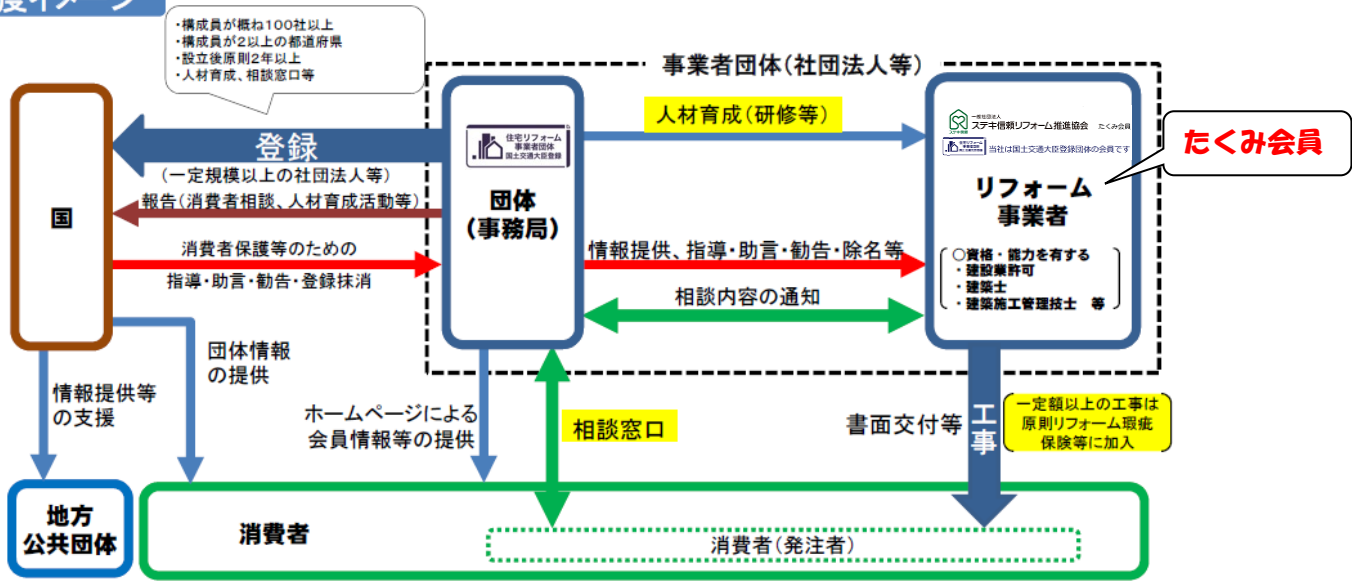
【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

本協会及びたくみ会員は、会社名等の表示（名刺、広告等）にあたり、登録制度の標章を使用することができます。

たくみ会員以外は使用不可

住宅リフォーム事業者団体登録制度について (平成26年9月1日公布・施行)

3. 制度イメージ



【特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）】

流通会員が仲介等を行う一定の既存住宅物件に、「安心R住宅」の標章を使用することができます。

流通会員関与物件で許可が必要

既存住宅の広告に「安心R住宅」の標章を使用するための手続 国土交通省

- 国は、「安心R住宅」の標章及びそれを使用できる既存住宅の要件を設定する。その上で、標章の使用を希望する事業者の団体を審査・登録し、標章の使用を許諾する。
- 事業者団体は、リフォームの基準及び標章の使用について事業者が守るべきルールを設定し、団体の構成員である事業者の指導・監督を行う。
- 事業者は、要件に適合した住宅について、団体の基準やルールに則って広告時に標章を使用することができる。

